

所沢市廃棄物受入基準

所沢市環境クリーン部 平成29年10月制定

目次

はじめに	1
廃棄物受入基準の目的	1
I 基本事項	
1 受入業務の概要	2
2 家庭系廃棄物等の搬入・受入手順	2
(1) 搬入手順の概要	2
(2) 荷下ろしについて	4
3 受入対象者	4
(1) 排出者本人（市内在住者の家庭系廃棄物）	4
(2) 排出者の委任を受けた方	5
(3) 事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者	6
(4) 許可業者（一般（産業）廃棄物収集運搬業）	6
4 受入対象廃棄物	7
(1) 受入対象廃棄物	7
(2) 受入できない廃棄物等	7
5 廃棄物処理手数料	8
(1) 廃棄物処理手数料	8
(2) 廃棄物処理手数料の減免	8
II 個別取扱い事例	
1 木くず	9
2 遺品整理廃棄物	10
3 火災廃棄物	12
4 医療系廃棄物	14
5 引越し廃棄物	16

はじめに

本市には、一般廃棄物処理施設が東部クリーンセンターと西部クリーンセンターの 2 か所あり、それぞれ廃棄物の受入を行っています。近年では、総ごみ量は減少傾向にあるものの、両クリーンセンターの廃棄物の搬入受入台数や搬入に関する問合せは年々増加し続けています。

搬入台数の増加に伴い、受入時にトラブルになるケースも発生しています。廃棄物の受入にあたっては、搬入者や廃棄物の種類など様々なケースがあり、職員も対応に苦慮しているところです。これまでは個別事例ごとに対応を行ってききましたが、受入業務全般に係る分かり易い基準の整備が求められていることから、ここに策定し、平成30年4月1日より施行するものです。

廃棄物受入基準の目的

本市では、廃棄物の減量・資源化に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下、「法」という。）及び所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年12月28日条例第33号）（以下、「条例」という。）等に基づき、廃棄物の適正な処理を行っています。

このうち、増加する廃棄物受入業務において、多様なケースに対応できるよう、受入基準を体系的にかつ明確に示すことで、市民の皆さんからの問い合わせや受入現場において分かり易く、効率的な対応を行い、併せて他市等からの廃棄物流入を未然に防止するため、ここに基準を策定します。

具体的には、排出者・施設への搬入者等に対する本人確認の方法を明示するとともに、本人確認を必須事項としています。

※個別の品目ごとの対応については、品目別マニュアルを参照してください。

I 基本事項

1 受入業務の概要

本市では、東西クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）において、市内の家庭等から排出される廃棄物の受入業務を行っています。

これは、法に基づく自区内処理の原則（法第6条の2）により市内で発生した一般廃棄物の適正な処理の一環として行っているものです。本来、ごみ集積所に排出できない程の一時的な大量な廃棄物が発生した場合や、粗大ごみを持込むことを想定して開始したものであり、持込みを行う際には、ごみ集積所への排出時と同様に分別を行いお持ち込み頂く必要があります。

さらに、受入の際には廃棄物の適正な処理と資源化を行うため、廃棄物の計量を行うとともに排出者・搬入者の本人確認を徹底します。

また、再使用可能な廃棄物のリユースに努めるとともに、市民を始めとする搬入者と直接応対する場でもあることから、廃棄物の減量・資源化に関する情報の周知・啓発の場としても積極的に活用してまいります。

2 家庭系廃棄物等の搬入・受入手順

(1) 搬入手順の概要

事前の予約や連絡の必要はありません。ごみ集積所に排出するときと同様に、市の分別方法に従い、搬入していただきます。搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

ア 廃棄物処理依頼書に必要事項を記入してください。その際、お車のアイドリングストップにご協力ください。

イ 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。受入可能と判断した場合には、荷下ろし場所をご案内しますので職員の指示に従ってお進みください。必要があれば計量を行います。

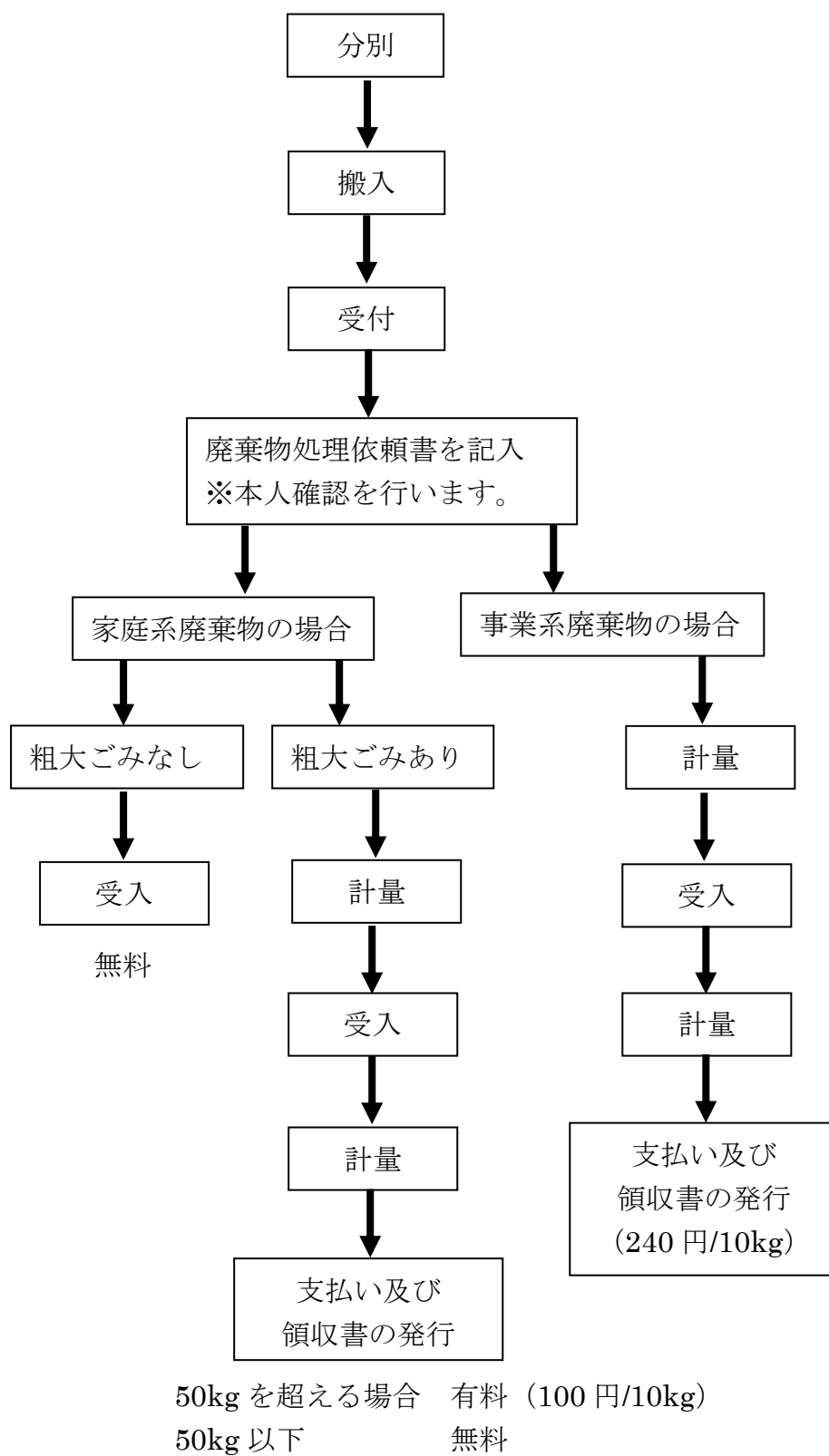
ウ 荷下ろし場所で職員の指示に従い、分別内容を伝え、廃棄物か積載物かわからないこと、また車両を傷つけないために、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。改めて粗大ごみの計量等が必要な場合はご案内します。

エ 有料の場合は、計量後支払窓口で手数料をお支払いください。

注意

- ・排出者及び搬入者の本人確認ができない場合
- ・分別されていない、受入基準に適合しない場合は、受入できません。お持ち帰りいただきます。

図1 搬入・受入のフロー図



(2) 荷下ろしについて

荷下ろしは搬入者ご自身で行って頂きます。ご自身で安全に荷下ろしできるよう、搬入物に応じて同乗者の同行をお願いします。(お体が不自由な方はお声掛けください。)

3 受入対象者

クリーンセンターに廃棄物を搬入できる方は(1)から(4)のとおりです。なお、排出者本人及び搬入者の本人確認ができない場合や、廃棄物の分別がなされていない場合には、受入することはできません。

(1) 排出者本人(市内在住者の家庭系廃棄物)

クリーンセンターへの廃棄物の持込みは、原則として排出者本人、同居の親族又は法に基づく収集運搬業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に限ります。

ただし、本市では以下の条件を全て満たす場合、例外として排出者本人による自己運搬と見なします。

これは、自家用車や運転免許を所有していない等の理由で持ち込みが困難な市民が相対的に不利益を被らないようにするためです。

自己運搬と見なす条件

- ア 排出者本人又は同居の親族が同乗している
- イ 廃棄物処理依頼書は排出者本人又は同居の親族が記入すること
- ウ 運転者は個人であること(事業者は不可)

本人確認書類

車利用での搬入を行う場合、搬入者の本人確認は運転免許証のみ有効とします。このため、運転免許証不携帯などの理由で搬入者の本人確認ができない場合には受入できません。(運転免許証の住所を書き換えていない場合は、併せて移転後の住所のわかる住民票等が必要となります。)

なお、上記のただし書きに該当する同乗者としての排出者本人又は同居の親族については、本人確認書類は運転免許証、住民票、公共料金の明細書等とします。車以外の搬入の場合、本人確認は同様に行います。この際、同乗者としての排出者本人又は同居の親族の本人確認ができない場合には受入できません。

例 夫婦で搬入する場合：運転者の免許証

友人の運転で搬入する場合：排出者の本人確認書類、友人の免許証

注意

次の場合は、家庭系廃棄物の自己運搬と見なしません。

金銭の授受にかかわらず、業として発生した廃棄物（剪定枝等）を業者の運転する車両に、依頼者等が同乗して持ち込んだ場合、業者の事業系廃棄物となります。

参考資料

規制改革通知（平成 17 年 3 月 環廃産発第 050325002 号）

（２）排出者の委任を受けた方

クリーンセンターへの廃棄物の搬入は、原則として排出者本人、同居の親族又は法に基づく収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に限ります。

ただし、やむを得ない事情があり、以下の搬入条件を満たす場合、例外として搬入を許可業者以外に委任することができます。

搬入条件

ア 委任できる廃棄物の種類

家庭系廃棄物

イ 委任者

排出者本人、同居の親族

ウ 受任者

排出者から委任を受けた方（個人に限る）

エ 確認書類

委任状

排出者本人の住所が確認できる書類（住民票、公共料金の明細書等）

（排出者本人が亡くなっている場合は、死亡届の写し）

受任者（搬入者）本人の確認ができるもの（運転免許証）

なお、許可業者が運搬する場合は、委任状のみ提出が必要です。

注意

許可業者以外の業者に、委任することはできません。

金銭の授受や反復・継続性がある場合は、収集運搬業の許可が必要となります。

無許可営業の罰則：罰金 1000 万円以下、懲役 5 年以下（法第 25 条第 1 号）

関連法令

法第 7 条第 1 項、第 12 条第 1 項、条例第 16 条

(3) 事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者

事業者がその事業活動に伴って市内で発生した廃棄物を自ら収集運搬し、クリーンセンターで処理を依頼する際は、以下の搬入条件を満たした場合に限り、搬入することができます。自ら収集運搬できない場合は、許可業者に収集運搬を委託してください。

搬入条件

- ア 搬入できる廃棄物の種類（詳細は次頁の受入対象廃棄物を参照）
 - 事業系一般廃棄物（燃やせるごみに限る）
 - 産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る）
- イ 確認書類
 - 搬入者の運転免許証
 - 搬入者と事業者との関係がわかるもの（社員証、名刺等）
（個人事業主の場合は、地図で排出場所を確認します。）

搬入時に、その廃棄物が市内で発生したものであるかを確認します。
産業廃棄物の場合は、契約書を作成します。

搬入が定期的で量が多い場合、後納制度も利用できます。
カード利用で搬入の場合、カード作成時に搬入者や発生場所を確認します。
確認できない場合、カードの作成はできません。

(4) 許可業者（一般（産業）廃棄物収集運搬業）

市内で発生した廃棄物を、一般（産業）廃棄物収集運搬業の許可を有する者は、クリーンセンターへ搬入することができます。排出者を確認するため、一般廃棄物では委任状、産業廃棄物では契約書が必要になります。

搬入条件

- ア 搬入できる廃棄物の種類
 - 家庭系廃棄物
 - 事業系一般廃棄物（燃やせるごみに限る）
 - 産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くずに限る）
- イ 確認書類
 - 委任状（排出者本人が亡くなっている場合は、死亡届の写し）
 - 搬入者の運転免許証

4 受入対象廃棄物

(1) 受入対象廃棄物

クリーンセンターで受入できる廃棄物は、アからウのすべてに該当する廃棄物です。

ア 市内で発生した廃棄物（自区内処理の原則：法第6条の2）

イ 分別された廃棄物

ウ 次のいずれかの廃棄物に該当するもの

- ・家庭生活から発生した廃棄物（家庭系廃棄物）
- ・事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみ
- ・産業廃棄物のうち以下の物（条例第15条、条例施行規則第5条）
紙くず（PCBが塗布されたものを除く。）
木くず（工作物の除去に伴って生じたものを除く。）
繊維くず

(2) 受入できない廃棄物等

以下の廃棄物等は受入れできません。

専門業者や許可業者に処理を依頼してください。

ア 分別されていない廃棄物

イ テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機等
（家電リサイクル法（※1）による指定品目）

ウ パソコン
（資源有効利用促進法（※2）による指定品目）

エ 処理が困難な物
自動車部品、ピアノ等

オ 危険物
農薬、劇薬、毒物等

カ 建設廃材
太陽熱温水器、風呂釜、風呂桶、洗面台、便器、門扉、サッシ、
家屋等を解体した材木、コンクリートがら等

キ 土・石

ク バイク

ケ 受入基準を満たさない廃棄物（木くずの受入基準等）

※1 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）

※2 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）

5 廃棄物処理手数料

(1) 廃棄物処理手数料

クリーンセンターに廃棄物を搬入する際の手数料は表1のとおりです。

表1 処理手数料（条例別表第1、2、3）

家庭系廃棄物	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
粗大ごみ以外 無料	10kg ごとに 240 円 事業系一般廃棄物のうち、燃やせるごみ	10kg ごとに 240 円
粗大ごみ 10kg ごとに 100 円 (50kg を超える分)	※事業活動で発生した、プラスチック製の弁当箱やペットボトルを廃棄する場合、産業廃棄物に該当。	受入品目 紙くず 木くず（工作物の除去に伴うものを除く） 繊維くず
スプリング入りベッド マットレス 1 点 1000 円		書面による契約が必要 (法施行令第6条の2第4号)
ペットの死体 1 体 525 円		産業廃棄物管理票は不要 (市に委託する場合) (法施行規則第8条の19第1号)

(2) 廃棄物処理手数料の減免

一定の条件を満たす場合、処理手数料を減免します。（条例第20条第5項）
減免する場合は以下のとおりです。

処理手数料減免対象（条例施行規則第10条第1項）

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている場合
- ・台風、地震その他災害による場合
- ・その他市長が必要と認める場合

手数料の減免を受けようとする場合は、資源循環推進課（04-2998-9146）にご相談ください。廃棄物処理手数料等減免申請書の提出が必要です。

手数料減免が認められた場合の減免期間は当該年度内とします。

※減免扱いとする個人並びに団体の一覧は、随時更新します。

II 個別取扱い事例

1 木くず

(1) フロー図



排出場所の確認を行います。

(2) 概要

樹木は伐採・剪定した時点で廃棄物になります。

排出者は樹木を伐採・剪定した方です。

従って、家庭の樹木を造園業者が伐採した場合、排出者は造園業者となり、事業系一般廃棄物の扱いになります。

果樹園や林業であっても考え方は同じとなります。

(3) 受入基準

所沢市における「木くず」の受入基準があります。

基準に合った大きさにしてください。

①丸太・角材 (長さ) 150cm×(太さ) 30cm 以内

※太さが 30cm 近い場合は、長さを 40cm 程度にして下さい

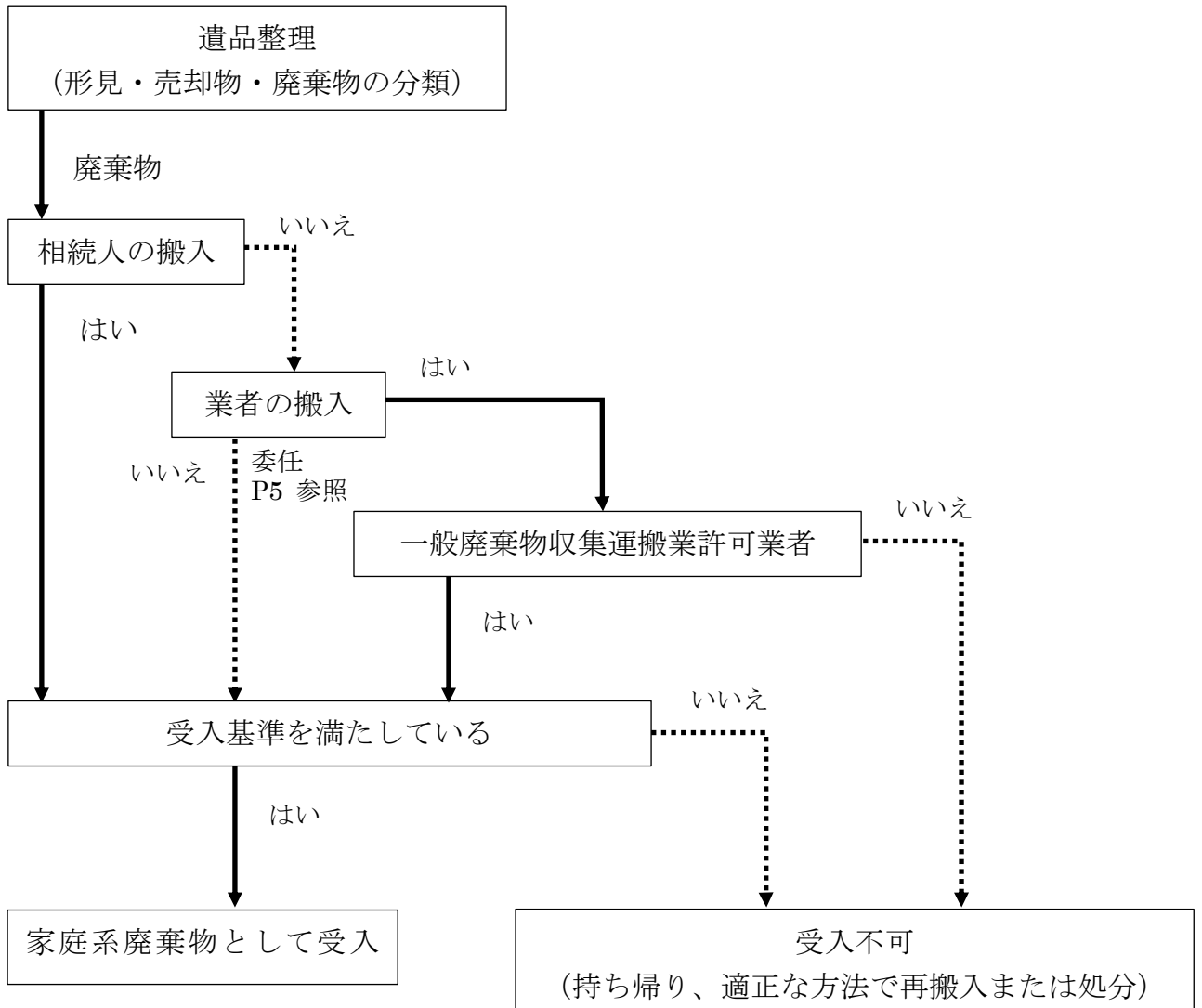
②板 150cm×10cm×50cm 以内

③ベニヤ板 90cm×90cm 以内 (1 回に 10 枚以内)

石膏ボード・プラスチック類・金属等が混入する場合は受入できません。

2 遺品整理廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

遺品整理業者はその名のとおり、遺品整理作業しか行えません。
廃棄物を運搬する場合は一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

(3) 受入基準

クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、ア～オのすべてに該当する廃棄物です。

ア 相続人の依頼である (廃棄物処理依頼書の記入・提出)

- イ 発生場所が市内である廃棄物
(廃棄物処理依頼書排出者欄に排出元住所、故人名の記入)
- ウ 家庭から排出された廃棄物である
- エ 処理可能な廃棄物である
- オ 分別がされている

(4) 遺品整理の流れ

- 1 相続人が遺品整理を業者に委託する。
- 2 仕分け…形見、売却物、廃棄物を区分する
- 3 梱包
- 4 搬出・処分・清掃
 - ・形見→遺族へ
 - ・売却物→売却（古物営業法の許可が必要）
 - ・廃棄物→処分（一般廃棄物運搬業の許可が必要）

遺品整理業者が許可を持っていない場合は、4の売却、処分の行為を行えなえません。

その場合、相続人と遺品整理業者との契約は2仕分けと3梱包、4清掃のみです。

相続人は仕分けされものについて改めて各許可業者へ委託をします。

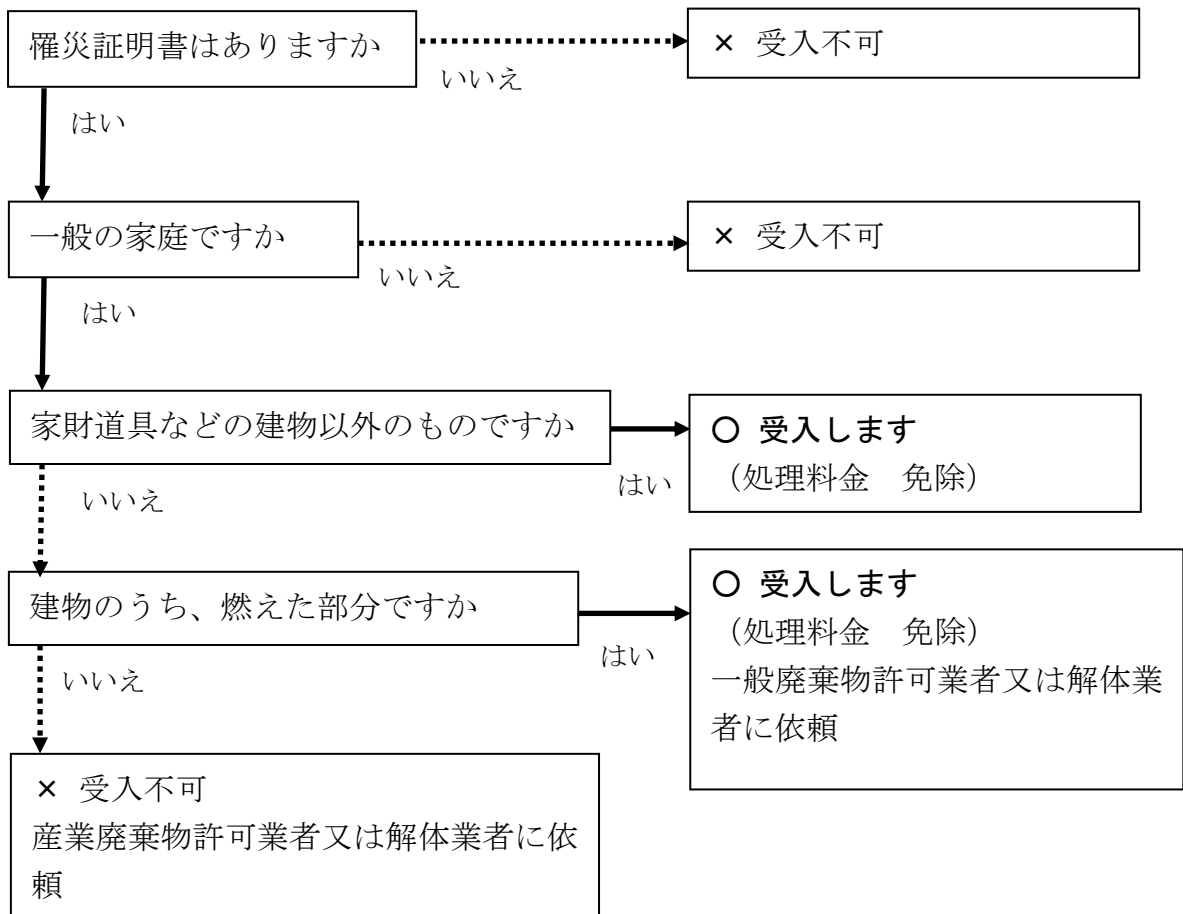
売却物は古物営業法許可業者へ売却を依頼します。

廃棄物は一般廃棄物運搬業許可業者へクリーンセンターへの運搬を依頼します。

遺品整理業者が廃棄物の処分を許可業者へ委託することはできません。

3 火災廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

一般家庭の場合、火災で生じた廃棄物は事業を伴って排出されたものではないため、基本的に一般廃棄物に該当します。

燃えていない部分の家屋等を業者が解体した場合は、解体業に伴って排出された廃棄物となり、産業廃棄物に該当します。

燃えた部分は一般廃棄物になります。例外的に、一般廃棄物の許可が無くても、解体作業を行った業者は委任状があれば運搬を認めます。

一般廃棄物であっても市で受入れのできないものについては、一般廃棄物許可業者に処理を依頼してください。

(3) 受入基準

搬入する際は事前にご相談ください。(現地確認を行います。)

受入については罹災証明書のコピーが必要です。

自己搬入できない場合は委任状を提出してください。
可能な範囲で分別を行ってください。

罹災証明書の発行については、最寄りの消防署・分署にお問い合わせください。

埼玉西部消防局

所沢中央消防署

本署 04-2929-9125

三ヶ島分署 04-2949-1190

山口分署 04-2925-1190

所沢東消防署

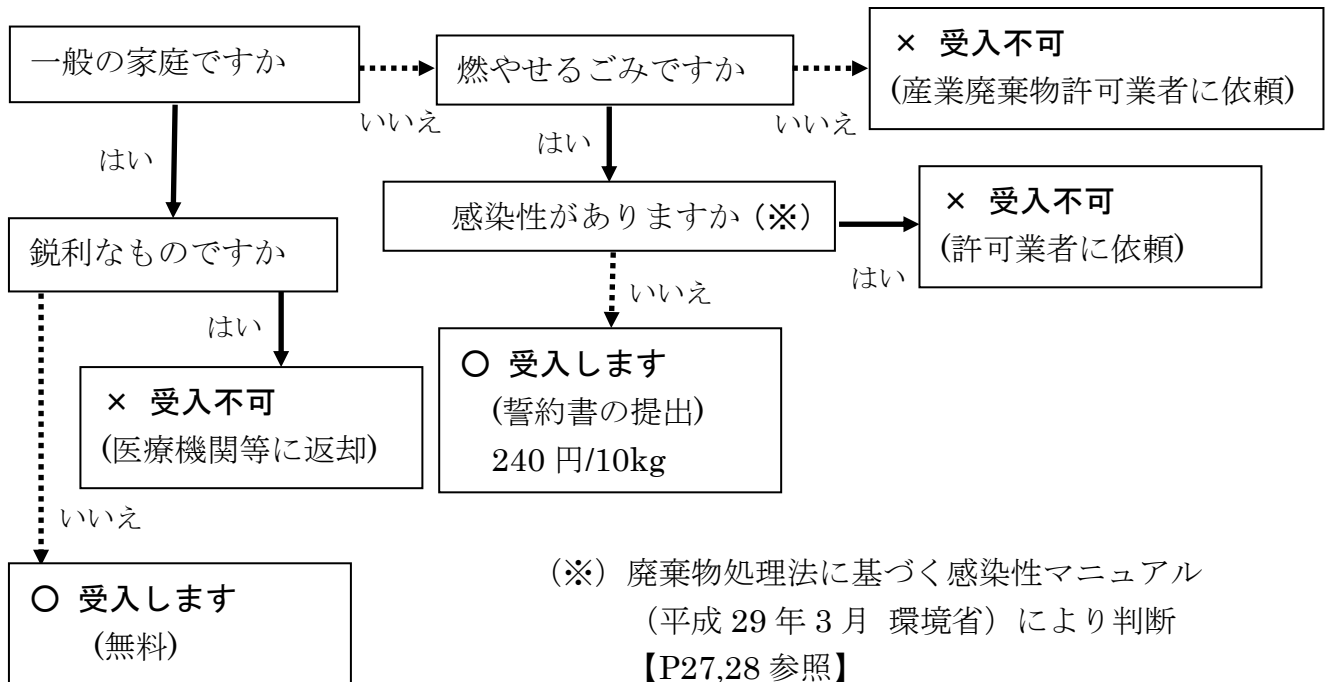
本署 04-2953-7111

富岡分署 04-2942-4960

柳瀬分署 04-2944-1190

4 医療系廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

感染性のある廃棄物の受入は行いません。

感染性廃棄物かどうかの判断は「廃棄物処理法に基づく感染性マニュアル」の「感染性廃棄物の判断フロー」【P27,28】を参照してください。

在宅医療で鋭利なものが発生する場合は、医療系廃棄物として受診した医療機関に返却してください。

感染性廃棄物は「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」に該当します。許可の区分にご注意ください。

感染性一般廃棄物は感染性産業廃棄物を運搬・処分できる業者であれば、混合して運搬・処分することができます(法施行規則第1条の9、10条の20)。

品目ごとの詳しい対応については、「在宅医療廃棄物対応マニュアル」を参照してください。

(3) 受入基準

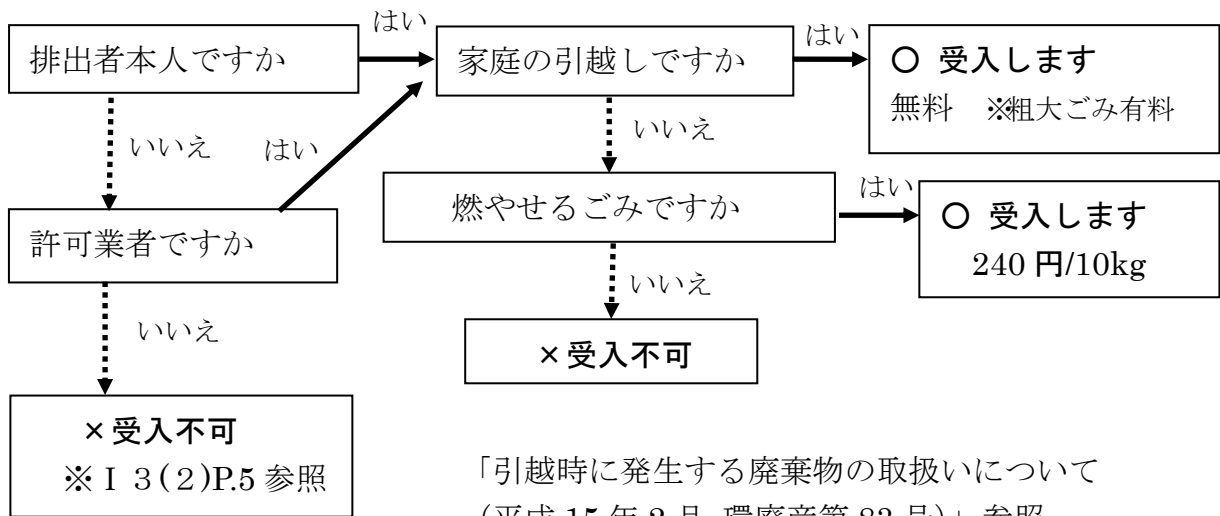
感染性のある廃棄物は、作業員の安全を確保できないことから受入は行いません。

感染性廃棄物か判断が付かないものや紛らわしいものは、安全のため感染性廃棄物として扱います。

医療機関等がおむつ等を搬入する場合は、感染性廃棄物が混入していないことを誓約する書類を年度ごとに提出してください。(任意様式)

5 引越し廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

引越し廃棄物の排出者は、引越し人になります。

従って、引越し請負業者は収集運搬業の許可を持たない限り、クリーンセンターに直接搬入することはできません。なお、引越し請負業者が排出者と同行しても同様です。

引越し時に使用した梱包資材は引越し請負業者の物になります。

また、古紙類をリサイクルするために回収する場合は、引越し請負業者が引き取ることが可能です。

(専ら物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)は許可不要：法の施行について 昭和 49 年 3 月 環整 36 号)

(3) 受入基準

受入基準は引越し以外の他の廃棄物と同様です。

(4) 例外規定

引越し廃棄物を市町村の指示どおりに排出し難い場合又は自ら市町村の処理施設まで運搬し難い場合は、

ア 引越し廃棄物を引越し請負業者が管理する所定の場所まで運搬

イ 所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと

の 2 点が書面で委任されている場合は、引越し請負業者が運搬することは可能です。